

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊くろろど

クラウド社会保険労務士事務所

TEL : 084-983-1198 e-mail : info@kuroudo-sr.com

2022

12

Vol.67

1 ゆんたくひんたく

2 新たな総合経済対策を決定 ポイントを確認

4 令和4年版過労死等防止対策白書が公表

3 新型コロナとインフルの同時流行への備えを

5 国外居住親族に係る扶養控除の要件を改正

発行元：クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル

ゆんたくひんたく

木々の葉も見事に色づく季節となり、朝晩の寒さが身にしみるようになりました。

最近仕事で鹿児島県について調べる機会がありましたので、2回にわたってお伝えしていきたいと思います。

鹿児島県の歴史において重要な人物といえば西郷隆盛ではないでしょうか。西郷隆盛は、薩摩11代藩主の島津齊彬に才能を見出され、幕末から維新にかけて活躍しました。戊辰戦争では江戸城の無血開城を実現させ、260年以上続いた江戸幕府を倒し、明治政府の樹立に貢献した人物のうちの1人です。

座右の銘は「敬天愛人」。天を敬い人を愛し続ける。自分のことを慕ってくる人がいるかぎり、その人たちのために尽くして死ぬなら本望。それが天命であるという生き方を貫き通しました。器量が大きく、心優しい人柄が現在まで愛され続けている理由の一つなのだと納得しました。

しかし一方で、写真が嫌いだっただため、東京の上野公園や鹿児島の城山公園の銅像のモデルは別人という説もあるようです。驚きましたが、西郷さんの人間味溢れる一面を知ることもできました。

鹿児島県の歴史を始め、色々なことを調べる中で、知らなかった魅力を知ることができて楽しかったです。更に、魅力を知るにつれて、鹿児島県をより身近に感じようになることが嬉しくもありました。このような機会をいただくことができ、感謝するとともに各地の魅力を学ぶ事で日本をもっと深く知ってあげたいと思います。

最後になりましたが、皆さまには今年も大変お世話になり、言成にありがとうございます。来年も皆さまのお役に立てるよう、より一層尽力して参りますのでどうぞよろしくお願いいたします。 (藤井)

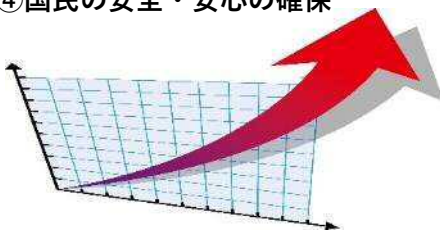
政府は、令和4年10月下旬の臨時閣議で、新たな総合経済対策（物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策）を決定しました。財政支出が約39兆円、事業規模が約72兆円の大型の総合経済対策で、今後、その裏付けとなる令和4年度第2次補正予算が編成されることになります。そのポイントをチェックおきましょう。

..... 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」のポイント

<全体像>

今回の経済対策は、世界経済の減速リスクを十分視野に入れながら、足下の物価高騰など経済情勢の変化に切れ目なく対応し、新しい資本主義の加速により日本経済を再生することを目的とした、次の4つを柱とする総合的な経済対策です。

- ①物価高騰・賃上げへの取組
- ②円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化
- ③「新しい資本主義」の加速
- ④国民の安全・安心の確保



<特に企業実務との関連が深そうな対策／

③の「新しい資本主義」の加速について>



★上記の図の内容について、岸田総理が次のように説明しています。

- ▶（構造的な賃上げについて）賃上げ、労働移動、人への投資の一体改革を進めていく。このため、新しい資本主義の第1の柱である人への投資を抜本強化し、5年間で1兆円の大型のパッケージにより、正規化、転職、リスクリング、すなわち成長分野に移動するための学び直しを支援する。
- ▶（資産所得倍増プランについて）同時に、NISA（少額投資非課税制度）、iDeCo（個人型確定拠出年金）を拡充し、資産運用収入の倍増を目指す。

★これらの対策がどのように具体化されるのか？ 動向に注目です。

政府は、今夏にオーストラリアで新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が発生したことから、わが国でも同時流行についての備えを呼びかけています。

企業・団体に対しては、「同時流行対策リーフレットの周知」及び「医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮」について、協力依頼も行われています。

ここでは、「証明書等の取得に対する配慮」の内容を確認しておきましょう。

(次ページへ続く)

同時流行の状況によっては、多くの発熱患者が生じる可能性があることから、発熱外来のひっ迫等を回避するため、医療機関・保健所からの証明書等の取得について、以下のとおり配慮をお願いしたい。

(1) 新型コロナウイルスについて

- ① 従業員等が感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等で確認いただきたい。
- ② 従業員等が感染し、療養期間が経過した後に改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場等に復帰する場合、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により療養期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。
- ③ ④ 略

(2) 季節性インフルエンザについて

- ① 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。
- ② 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、医療機関が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。

★企業・団体に対し政府から協力依頼があった内容について、詳しく知りたいときは、お声掛けください。

 **「令和4年版 過労死等防止対策白書」が公表されました**

厚生労働省から、令和4年10月下旬に「令和4年版過労死等防止対策白書」が公表されました。

業務上の過労死や自殺については、すぐに新聞やニュース番組のネタになってしまいますが、この白書についても、その内容が大きく取り上げられていました。

- 労災支給決定（認定）件数は、脳・心臓疾患については、2012（平成24）年度以降減少傾向にあるが、精神障害については、2012年度から2021（令和3）年度にかけて約3割の増加となっている。
 - ・ 精神障害に関する労災認定件数は、2012年度以降500件前後で推移していたが、2020（令和2）年度に600件を超え、2021年度は前年度比21件増加の629件となり、3年連続で過去最多を更新した。
- 2021年度における精神障害に関する労災認定件数の主な詳細は次のとおり。
 - ・ 職種別（中分類）にみると、「事務従事者」の「一般事務従事者」67件（10.7%）、「サービス職業従事者」の「介護サービス職業従事者」47件（7.5%）、「販売従事者」の「営業職業従事者」44件（7.0%）の順に多くなっている。
 - ・ 年齢別にみると、「40～49歳」200件（31.8%）、「20～29歳」153件（24.3%）、「30～39歳」145件（23.1%）の順に多くなっている。
 - ・ 出来事別にみると、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」125件、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」71件、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」66件の順に多くなっている。

★職場における過重負荷（ストレス）が原因で精神障害が生じると、最悪自殺に繋がってしまいます。そうすると、ご遺族はもちんですが、企業も、実名で報道されるなどブラック企業というレッテルを貼られることとなります。

とにかく防止対策を講ずることが大切ですが、その際、白書が投げかける問題点は無視できません。傾向を把握したうえで対策を講ずることが重要といえます。

企業におけるメンタルヘルス対策についても、気軽にご相談ください。

源泉所得税関係の改正により、令和5年1月から、扶養控除の対象となる国外居住親族は、扶養親族のうち、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者に限られることとされます。

- (1) 年齢 16 歳以上 30 歳未満の者 (2) 年齢 70 歳以上の者
 (3) 年齢 30 歳以上 70 歳未満の者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者
 ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者 ② 障害者
 ③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者

この改正に伴い、社員が国外居住親族に係る扶養控除の適用を受けようとするときに、会社が確認しなければならない書類（確認書類）も増えることがあります。

.....扶養控除に係る確認書類（給与等の受給者について）.....

国外居住親族について扶養控除の適用を受けようとする居住者〔社員〕は、次表のとおり、その国外居住親族の年齢等の区分に応じて、該当する全ての確認書類を給与等の支払者〔会社〕に提出又は提示する必要があります。

		扶養控除等申告書等*の提出時に必要な確認書類	年末調整時に必要な確認書類
16 歳以上 30 歳未満又は 70 歳以上		「親族関係書類」	「送金関係書類」
30 歳以上 70 歳未満	① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	「親族関係書類」及び「留学ビザ等書類」	「送金関係書類」
	② 障害者	「親族関係書類」	「送金関係書類」
	③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者	「親族関係書類」	「38 万円送金書類」
	(上記①~③以外の者)	(扶養控除の対象外)	

* 扶養控除等申告書等とは、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」をいいます。

★海外の大学に留学したお子さんを持つ社員がいる場合などに必要となる知識です。

細かく見れば、留学の期間などによって確認書類が変わってきます（そもそも、国外居住親族に該当しないこともあります）。適切にアドバイスできるようにしておきたいところです。

なお、この改正に伴い、令和5年分以降の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の記載欄の変更なども行われています。

詳しい内容については、気軽にお尋ねください。

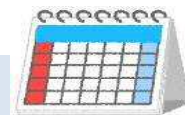
お仕事
カレンダー
12月

12/12

- 11 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

2023/1/4

- 11 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 10 月決算法人の確定申告と納税・2023 年 4 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 1 月・4 月・7 月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）



KurouDoからのお知らせ

当事務所は、以下の期間、年末年始休暇とさせていただきます。

期間：12月29日（木）～1月4日（水）

なお、1月5日（木）から営業させていただきます。

休暇中に頂戴したメール等につきましては、1月5日より順次ご対応させていただきます。

ご不便をおかけしますが、よろしくお願い致します。